

平成29年度文教予算に
関する特別要望

平成28年11月

全国都道府県教育長協議会

会長 中井敬三

全国都道府県教育委員協議会

会長 遠藤勝裕

要 望 事 項

1	教育予算の充実	1 頁
2	新たな教職員定数改善計画の策定及び少人数学級の推進	4 頁
3	教員給与の改善	7 頁
4	公立学校施設整備の促進	8 頁
5	学校教育活動の改善充実	10 頁
6	特別支援教育に関する推進体制の充実	13 頁
7	地域の教育力再生施策の充実	15 頁

1 教育予算の充実

次代を担う子供を健やかに育むことは、日本国民全体の願いである。教育は国家百年の計であり、人材が最大の資源である我が国においては、教育の充実は未来への投資でもある。都道府県教育委員会としては、これまでも域内の市区町村教育委員会とも連携して、公教育の充実に取り組んできた。

近年グローバル化が進み、国際競争が激しさを増す中で各国は人材育成に力を入れており、資源に乏しい日本が相対的な国力を維持・向上するためには、これまで以上に人材育成に力を入れていくことが必要となる。

教育現場に目を向ければ、近年、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の課題は多様化・複雑化してきており、特別支援教育、外国人児童生徒教育、学力向上、地域と保護者との連携など、教育に対する国民の関心・期待は高まっている。また、子供の貧困が大きな問題となっており、国においては平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定したところである。家庭の貧困が子供の生活習慣、学習習慣に影を落としており、学校教育の負担が増大している。貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、十分な環境整備と教育の機会均等を図り、学校が子供の貧困対策のプラットフォームとしての役割をしっかりと果たす必要がある。

これらのことに鑑みれば、未来の日本を支える人材の育成とともに国民の関心・期待に応える教育の実現こそが日本国の最重要施策である。

こうした中、公教育の充実のためには、教育予算の充実が極めて重要である。

については、平成29年度の予算要求に関し、次の事項について、その充実を特に強く要望する。

(1) 教育予算の充実

児童生徒一人一人の良さを見出し、それを一層伸長するとともに、互いがその存在を尊重し合い、よりよい社会づくりに貢献しようとする態度や能力の育成を重視した教育の実現に向け、十分な施策が実施できるよう、諸外国の公財政支出などの教育投資状況を参考にしつつ、総額の拡大を含めた教育予算の充実を図ること。

(2) 義務教育等に必要な財源の完全保障

義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障すること。

地方財政計画における単価と地方交付税単価に乖離が生じていることから、地方交付税において給与費単価を地方財政計画上の単価に引き上げた上で適切な財政措置を講じること。

なお、就学前教育や初等中等教育の在り方、国、都道府県、市区町村の役割を検討するに当たっては、教育の機会均等と教育水準の確保に留意するとともに、国として確実に財源を保障すること。

【趣 旨】

教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。世界全体が知識基盤社会へと移行する中、天然資源に恵まれない我が国にとって、これからの時代を切り拓き、次代を担う力をもった子供たちを育成することこそが特に重要なものとなる。

各都道府県教育委員会ではこのような認識のもと様々な施策を展開しているところであるが、近年、人々の価値観やライフスタイルの変化などにより教育に対するニーズが多様化するとともに、いじめや不登校などの問題が深刻化するなど多くの課題も生じている。

については、各都道府県教育委員会の取組が充実するよう諸外国の公財政支出状況等を参考にしつつ、国において総額の拡大を含めた教育予算の充実を求めるものである。

また、義務教育費国庫負担制度について、憲法上の要請として無償で義務教育を受

ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすためにも、地方に負担を転嫁することなく必要な財源が確保されるよう、その制度を維持するとともに地方交付税等についても適切な財政措置を求めるものである。

これらは地方教育行政の根幹をなすものとして要望するものであり、個々の施策については以降において求めるものである。

2 新たな教職員定数改善計画の策定及び少人数学級の推進

学校が教育に対する社会的期待に応え、学習指導・生徒指導等に関する様々な課題に対応するためには、行き届いた質の高い授業等を行うための教職員体制の整備が必要である。

しかし、平成27年8月、文部科学省がアクティブ・ラーニングによる授業の革新や諸課題への対応、チーム学校の推進を内容とした「アクティブ・ラーニング等の充実に向けた教職員定数の戦略的充実」を示したが、平成28年度予算では、加配措置の改善が実施されたものの全体としては自然減以上に定数減（▲375人）される厳しい措置となり、義務標準法改正等を含め、中長期的な定数改善計画を示すことは見送られたところである。

また、平成28年8月には「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」が示されたところであり、学習指導要領改訂を目前に控え、早急に新しい学習指導要領に対応できる体制を整えていく必要に迫られているところである。

については、次の事項について実現、充実されたい。

(1) 新たな教職員定数改善計画の策定と着実な実施

アクティブ・ラーニングの視点からの学びの実現に向けた指導体制の充実や、発達障害等の児童生徒への指導をはじめとした特別支援教育の充実、外国人児童生徒への日本語指導の充実、いじめ・不登校等多様化・複雑化する生徒指導への対応強化、「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備など、学校現場においては多くの課題が生じている。

今後も、少人数学級の拡充による学級規模の適正化ならびに様々な課題に対応するための計画的な教職員の配置が図られるよう、加配措置を含めた新たな教職員定数改善計画案を早期に策定し、着実に実施するこ

と。

(2) 基礎定数化のための法改正による35人以下学級の早期拡充

教職員体制を整備し、子供たちの学習・生活の両面の成長を図る観点から、現行の小学校第1学年の35人学級の堅持はもとより、35人以下学級を基礎定数化のための法改正により早期に拡大すること。その際、児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるようにすること。

(3) 指導方法工夫改善等各種加配定数の改善・充実

近年、ますます多様化・複雑化する教育課題への対応や、今後も激しさを増す国際競争の中で未来の日本を支える人材を育成するため、地方公共団体では、創意工夫を凝らしながら少人数指導や習熟度別指導、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等といった様々な取組を実施している。

こうした取組は指導方法工夫改善や児童生徒支援をはじめとした各種加配を活用して行われていることから、地方公共団体が引き続き教育の質の向上を図れるよう、各種加配については今後も改善・充実を行うこと。

なお、義務標準法の改正を行う場合においても加配を活用した地方公共団体の取組が後退することのないよう、加配定数の改善・充実に配慮すること。

また、震災の影響により、未だ避難が続いている児童生徒が多くいるため、被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための教職員加配を継続すること。

【趣 旨】

いじめをはじめ、暴力行為、不登校等の生徒指導上の課題の多様化・複雑化や、特別支援教育、外国人児童生徒等教育、貧困に起因する学力課題への対応など様々な教

育課題の解決に向けて教育水準を維持・向上させるためには、教職員定数について必要数を適切に措置する必要がある。また、各都道府県が計画的に教職員を採用し、学校が将来的な展望を持って教育活動の充実を図ることができるよう、計画的・安定的な教職員配置を行うことが不可欠である。さらに、平成28年8月に「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」も示されたところであり、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善など「社会に開かれた教育課程」等の実現に向け、教職員定数の戦略的充実を図っていく必要がある。

そのため、教職員定数改善計画を策定し着実に実施するとともに、様々な課題に対応する各種加配定数も改善・充実するよう、強く要望するものである。

3 教員給与の改善

人材確保法の堅持とメリハリのある給与体系の構築については、より優秀な人材を確保することを目的として、教育職員の給与の優遇措置を定めた人材確保法を堅持しつつ、一層の改善を図り、その職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じること。その具体として、教員の特殊業務の実態に応じた義務教育費国庫負担金算定基礎の増額等の措置を講じること。

【趣 旨】

近年、大量採用世代の定年退職による教員の大量退職及びそれを補う大量採用期を迎えているが、教員の多忙化や景気回復等の社会情勢の変化に伴い、優秀な教員の確保は大きな課題となっている。

教育水準の維持・向上を図るためには、資質能力の優れた人材を確保することが肝要であり、教員養成の改善・充実を更に推進するとともに、より優秀な人材を教員として確保するための施策を積極的に講じることが必要である。

については、人材確保法を堅持しつつ、その改善を図るとともに能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とすることで、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図っていくことが求められていることから、国に対しその実現を図るための支援を求めるものである。

4 公立学校施設整備の促進

教育の機会均等を確保するとともに、少人数学級導入に伴い不足する教室を確保するための新增築事業並びに安全・安心かつ快適で特色ある教育環境を確保するための改築事業、耐震補強事業、大規模改造事業、長寿命化対策事業及びその他各種事業について、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、予算総額の充実を図るとともに実情に即した補助単価に引き上げること。また、負担金等必要な財源を年度当初において確保すること。

特に、交付金事業の採択にあたっては、地方公共団体が計画している事業が不採択となることがないように十分な予算を措置すること。

また、高等学校においても、老朽化対策及び地震防災対策について、緊急防災・減災事業債を継続するなど地方財政措置の充実を図ること。

さらに、全国で発生した大規模な土砂災害や建築物の欠陥など、大規模かつ多数の改修が必要になった場合には、地方公共団体単独での対応が困難であることから、費用負担の課題も含め、関係省庁が連携し、国において適切な対策をすすめること、安全・安心な教育環境の構築を進めること。

【趣 旨】

安全・安心で豊かな教育環境を整備するため、また、教育内容・方法の変化や学校教育の高機能化・多様化・情報化への対応等、地域特性を生かした学校づくりを進めるために、学校施設の整備充実は依然として重要な課題となっている。

また、災害発生時には避難所としての役割も果たす極めて重要な施設であり、建物の耐震化とともに、非構造部材の耐震対策や避難所として必要な機能の整備等により、学校の防災機能の強化を早急に図っていく必要がある。

これらの課題に適切に対応していくためには、今後とも計画的な整備を進めていく必要があるが、平成28年度の公立学校施設整備事業に関する当初予算額は、平成2

7年度補正予算額を加えても、全国の地方公共団体が計画していた事業規模に必要とされる額を大きく下回り、各地方公共団体が計画していた老朽化対策、トイレの改修、空調設備の設置、給食施設の整備、外壁など非構造部材の耐震化等の防災機能強化など、多くの事業で採択が見送られた。平成28年度第二次補正予算による追加採択があったものの、年度当初の予算額の不足は年々拡大しており、全国における計画的な学校施設の環境整備に著しい支障が生じている。

については、予算総額の充実、実情に即した単価の引き上げを求めるとともに、地方公共団体の計画する事業が円滑に実施できるよう、年度当初から必要な予算を確保することについて要望するものである。

加えて、高等学校の老朽化対策及び地震防災対策についても、地方財政措置を充実することが求められている。

さらに、近年大規模な土砂災害が頻発しており、加えて建築物の欠陥が発生していることから、そうした問題についての対応も要望するものである。

5 学校教育活動の改善充実

初等中等教育は、児童生徒の人間としての調和のとれた人格形成を目的とし、ひいては、生涯学習の基礎を養うものであり、社会の変化に的確に対応したものでなければならない。

学習指導要領は、変化の激しいこれからの社会を生きるために子供たちが知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むために必要な資質や能力を育成することを目指しており、この趣旨を生かした教育を今後一層進展させていく必要がある。

学習指導要領のねらいの実現を図るためには、教育課程及び指導の充実・改善に取り組むことが特に大切である。

また、今日の学校教育は、いじめなどの児童生徒の問題行動及び不登校など様々な課題を抱えている。

このような状況に鑑み、児童生徒一人一人の個性を生かし、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図るためには、学校教育活動の改善充実に一層積極的に取り組む必要がある。

よって、国においては、次の事項について実施、充実されたい。

(1) 総合的な学力向上対策の推進

児童生徒の「確かな学力」の育成に向け、学習指導要領のねらいを実現するための取組を一層推進するとともに、言語活動や理数教育の充実及びアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等の観点から、教育内容・指導等に関する先導的研究開発の拡充や理数教育設備の整備充実を図るなど、総合的な学力向上対策を一層推進するための財政措置を講じること。

(2) 小学校における外国語活動の充実

小学校における英語の教科化等に向けた対応が円滑に進められるよう、新学習指導要領（英語）における指導内容や授業時間の確保の在り方、移行期間の措置等について、速やかな情報提供を行うこと。また、小学校において、英語専科教員を配置できるように加配定数の充実を図るとともに、現職教員の研修充実に必要な財政支援を行うこと。さらに、英語の教科指導に対応できる小学校教諭免許の制度見直し等、国において明確な計画を早期に策定し、実行すること。

(3) 生徒指導の充実及び教育相談体制の確立

児童生徒や保護者の相談に応じたり、学校の教職員に対して教育相談についての専門的な指導・助言を行ったりするスクールカウンセラーや、関係機関とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていることからその養成に努めるとともに、学校や教育委員会等へ確実に配置できるよう、財政支援の拡充を図ること。

【趣 旨】

我が国の児童生徒の学力の現状については、国際的に見て上位にはあるものの、国民の間には児童生徒の学力向上、ひいては学校教育の質の向上を求める声が強い。

学習指導要領においても、全ての児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むこととしている。

そのため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、言語活動や理数教育の充実及びアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等の観点から、総合的な学力向上施策を強力に推進し、公教育の質的向上を図ることが必要である。

また、次期学習指導要領の改訂に向けて、小学校高学年における外国語（英語）教育の教科化と中学年における外国語（英語）活動の早期化が示されているが、これら

に円滑に対応するためには、より高度な英語力や指導力を備えた教員の確保・育成が急務である。

さらに、多様化・複雑化している生徒指導上の諸課題に対応するためには、教育相談体制を整備することが重要であり、特に、高度な専門知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材配置が求められる。

6 特別支援教育に関する推進体制の充実

特別支援教育の重要性に鑑み、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の整備充実を図るとともに、障害の重度・重複化、多様化に対応するきめ細かな施策を推進する必要がある。

国においては、支援体制の整備や教職員定数措置、学級編制基準の引下げなど、支援等の充実に係る次の事項について実現されたい。

加えて、障害者差別解消法の施行及び発達障害者支援法の改正を受けた教育制度の在り方については、障害のある幼児児童生徒一人一人の多様なニーズを踏まえた指導や合理的配慮の必要性も踏まえ、現行の特別支援教育の理念及び制度そのものを生かし、国が責任をもって検討されたい。

(1) 特別支援教育に係る定数措置の充実

小・中学校における障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を図ること。また、LD及びADHDをはじめとした発達障害等の通級指導担当教員については、文部科学省が掲げている基礎定数化を確実に実現するとともに、特別支援教育コーディネーターについても基礎定数化を図り、特別支援教育に必要な定数を確保すること。

なお、中山間地域・島しょ部等で通級による指導に係る担当教員の配置については、その地域の実情に合わせ教職員定数措置を図ること。

(2) 医療的ケアの必要な児童生徒への対応

重度・重複障害のある幼児児童生徒の就学機会の拡大に伴い、必要性が高まっている医療的ケアの実態に鑑み、医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する学校に、看護師を定数措置できるよう学校教育法等に位置付け、配置基準の制度の新設を講じること。同時に、特別支援学校において、医師の管理下で一定の医療行為を行う看護師に加え、作業療法

士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職の配置についても、必要な財政措置を講じること。

また、医師の巡回相談の推進、訪問看護制度の利用等に対して必要な経費の地方財政措置を講じること。さらに、医療的ケアに携わる職員の研修についての財政措置を講じること。

【趣 旨】

特別支援教育を必要とする児童生徒が年々増加する中、小・中学校の通常の学級における障害のある児童生徒に対する教育の充実や、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の整備充実を図るとともに、地域の実情等にも配慮しつつ、障害の重度・重複化、多様化に対応するきめ細かな施策を推進することは喫緊の課題である。

また、日常的に医療的ケアの対象となる幼児児童生徒は年々増加しており、看護師等の配置を拡充するとともに、医療的ケアを行う教職員の負担感が大きいことから研修等の支援体制の充実について国の支援を要望するものである。

7 地域の教育力再生施策の充実

「地域学校協働活動推進事業」の充実を図り、地域学校協働活動を通して、社会全体の教育力の向上につながる取組に発展するよう対策を講じること。また、地域学校協働本部として「支援」から一步踏み込んだ「連携・協働」を目指す体制づくりを行うに当たっては、各都道府県や市区町村の実情に応じた運用が可能となる仕組みづくりに努めること。

さらに、放課後子供教室については、「放課後子ども総合プラン」として放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との一体型での推進や連携をするよう、文部科学省と厚生労働省が求めているが、各都道府県の地域の実情に応じた運用が可能となる仕組みづくりに努めるとともに、事業の継続的な実施に必要な予算の増額や放課後子供教室整備における新築・改修に対する新たな補助制度を設けること。

【趣 旨】

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要である。

来年度概算要求において「地域学校協働活動推進事業」が示されているが、うち「地域学校協働本部」及び「放課後子供教室」の事業内容については、いずれも社会教育法の中に位置付けられていることに鑑み、学校・地域住民等の連携協力が総合的に推進されるよう、これらの事業等の地域の実情に応じた運用が可能となる仕組みづくりが必要である。このため、実施主体である市区町村の意向を最大限反映できるよう、国においても必要な経費の地方財政措置を講じ、都道府県の財政状況にかかわらず、継続的に選択実施できる措置が必要である。

また、放課後対策について、文部科学省と厚生労働省は一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要としているが、総合的な放課後対策を展開するためには、人材や活動場所の確保などの課題解消に向けた

取組及び「放課後子供教室」「放課後児童クラブ」それぞれのニーズの違いを踏まえた運用が可能となる仕組みづくりが必要である。

平成29年度文教予算に関する特別要望

平成28年11月

全国都道府県教育長協議会

全国都道府県教育委員協議会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-1

尚友会館

電話 03-3501-0575
